

コロナ禍で住宅を失った方などへ市営住宅を提供します

●対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、住まいの確保が困難な方

●提供する住宅：実取団地（5号棟2戸、7号棟2戸）

●家賃
・5号棟1万9600円から
・7号棟1万9400円から

●その他：浴槽、ボイラー、照明設備は設置済

●注意事項

・家賃は世帯の所得により決定
・入居時に家賃3か月分の敷金を負担（原則として退去時に全額返還）
・別途共益費を負担

・駐車場は、各家庭1台のみ
・ペットの飼育、持ち込み禁止
・退去時の畳の表替え、襖の張替、清掃などは退去者負担

問申建築住宅課 本5階
TEL(23)8724

ブロック塀などの除却・建替え・改修に伴う補助金

●対象：次の要件を全て満たすブロック塀など

①通学路に指定されている道
国道、県道または用途地域内の市道に面している塀

②建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀

●補助額

・除却工事費の3分の2で最大16万円
・建替えまたは改修工事費の3分の2で最大20万円

※工事業者は市内に事務所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。

※申請前にブロック塀などを解体したり、工事請負契約を締結して建築工事を行った場合は補助対象になりません。詳細は、左記へお問い合わせください。

問申建築住宅課 本5階
TEL(23)1178

全国一斉「女性の権利ホットライン」電話相談開設

配偶者・パートナーなどからの暴力や職場におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、さまざまな女性の権利問題の相談に応じます。

※相談は秘密厳守

【女性の権利ホットライン】

●日時：11月12日(金)～18日(木)
午前8時30分～午後7時

(土)⑧は午前10時～午後5時)

●相談窓口

TEL 0570(070)810
問申都宮地方務局大田原支局

TEL(23)1155

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です

期間最終日の11月25日(木)は「女性に対する暴力撤廃国際デー」に定められています。

配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の権利を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力の問題やパートナーシップについてこの機会に考えてみましょう。

●相談窓口

・子ども幸福課
TEL(23)8792

・大田原警察署
TEL(24)0110

・とちぎ男女共同参画センター相談ルーム

TEL 028(665)8720
・DV相談ナビ

TEL(短縮ダイヤル)#8008
・DV相談プラス

TEL 0120(279)889
問申政策推進課 本6階

TEL(23)8715

人権週間における特設相談所開設

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念して、12月4日～10日の1週間を「人権週間」と定め、この日を中心として全国的な啓発活動を展開しています。大田原人権擁護委員協議会でも、特設人権相談所を開設します。

●日時・場所：12月8日(木)
市総合文化会館：午前9時30分～正午

・佐良土多目的交流センター：午後1時～4時
・黒羽・川西地区公民館：午前9時30分～正午

※事前予約不要

●相談内容：いじめ、暴行・虐待、ハラスメントなど人権に関すること

※相談は人権問題に詳しい人

権擁護委員が担当しますので、安心してご相談ください。

問申総務課 本6階
TEL(23)8702



ごみ分別収集カレンダーに広告を掲載してみませんか

●掲載箇所：令和4年度ごみ分別収集カレンダー

●規格(1枠)：縦95ミリメートル×横128ミリメートル

※カレンダー全体の校正によつては変更する場合があります。

●色：フルカラー

●掲載期間：令和4年4月～令和5年3月

●応募枠：6枠(申込多数の場合には抽選)

●費用：1枠あたり5万円

※広告掲載決定後、指定日までに一括納付

●申込方法：申込書に必要事項を記入し、広告図案などの必要書類を添えて11月30日(木)までに生活環境課へ申し込み

※詳細は、市ホームページま

本 本庁舎

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

体 県立県北体育館

たは左記へお問い合わせください。
問申生活環境課 **本** 2階
TEL (23) 8706



**道の駅那須与一の郷
休館日変更のお知らせ**

●変更期間：令和3年12月～
令和4年2月

●休館日：毎週(㊸)(㊹)が祝日
の場合はその翌日

問道の駅那須与一の郷

TEL (23) 8641

問農政課 **本** 4階

TEL (23) 8708

**11月は「標準営業約款普及
登録促進月間」です**

●標準営業約款とは

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で定められた消費者(利用者)擁護のための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店および一般飲食店では、店頭にSマークを掲げています。登録店は技術・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。ぜひ、お

店選びはSマーク登録店をご利用ください。



問(公財)栃木県生活衛生営業指導センター
TEL 028(625)2660

**大田原市大学生等支援事業
の申請はお済みですか**

●内容：1人につき図書カード5000円分を配付(申請は1人1回限り)

●申請期間：11月30日(㊹)まで
(郵送は当日消印有効)

※対象者や申請方法などの詳細は、広報おわたわら6月号9ページ、またはホームページをご覧ください。



問申政策推進課 **本** 6階

TEL (23) 8793

令和4年度入札参加申込受付

令和4年度に市が発注する建設工事・物品購入などの入札に参加を希望する方は、市ホームページに掲載の「大田原市建設工事等入札参加資格

審査申請書提出要領」を確認の上、必要書類を提出してください。

●受付期間：12月6日(㊸)～10日(金)(当日消印有効)

●申込方法：新型コロナウイルス感染症予防のため、必ず特定記録郵便などの配達状況が確認できる方法で左記へ郵送

問申検査課 **本** 8階
TEL (23) 8189



確認しましょう！栃木県の最低賃金

時間額 **882円**



すべての労働者とその使用者に適用されます。 栃木県公式キャラクターとちまるくん
令和3年10月1日 発効

特定の産業には特定最低賃金が定められています。詳細は、**栃木労働局労働基準部賃金室(028-634-9109)** または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

自動車事故被害者への支援制度について

問独立行政法人自動車事故対策機構栃木支所

TEL 028(622)9001



国土交通省所管の独立行政法人自動車事故対策機構(略称NASVA〔ナスバ〕)では、自動車事故被害者に対して、様々な被害者支援制度を行っています。

1 重度後遺障害者介護料支給制度

●対象者・支援内容

自動車に関係する事故により、脳、脊髄、胸腹部臓器を損傷し、重度後遺障害の程度および介護にかかった経費に応じて次の額が支給されます。

- ・最重度の方…月額 85,310円～211,530円
- ・常時要介護の方…月額 72,990円～166,950円
- ・随時要介護の方…月額 36,500円～83,480円

2 交通遺児等生活資金貸付制度

●対象者・支援内容

保護者が自動車に関係する事故で死亡または後遺障害を残すこととなった中学校卒業までの子どもに対し、無利子で生活資金を貸し付けます。

- ・貸付一時金…155,000円
- ・月額…10,000円または20,000円
- ・入学支度金…44,000円

●返還方法…中学校卒業後20年以内の均等払い。高校・大学などへ進学した場合は在学期間中返還猶予。 ※その他、(公財)交通遺児等育成基金より越年資金などの支給金も受けられます。

3 療養施設の設置・運営

●対象者・支援内容

自動車に関係する交通事故により、脳を損傷し、重度の後遺障害(遷延性意識障害)を負われた方で、所定の入院要件に該当する方を対象とする入院施設(NASVA療養センター)の設置と運営を行っています。また、同センターに準じた委託病床も設置しています。

① 長期入院(一般入院)

最大概ね3年の入院期間中、一人一人に合わせた治療やリハビリなどを行い、退院後の生活に向けたサポートを行います。

② 短期入院

NASVA療養センターおよび委託病床の退院者を含め、在宅介護を支援するため、短期入院も受け入れてます。